

中国深セン  
深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

中国上海  
上海市徐匯区  
科土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

中国北京  
北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北  
台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク  
ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 日本ビザ種類の説明

※啓源が以下のビザ申請のサービスを提供できます

ビザ種類	申請説明	備考
経営管理ビザ	<p>経営管理ビザ(旧投資経営ビザ)は、日本において会社を設立し且つ経営活動又は管理活動を行う優秀な人のため設定される就労ビザの一つです。簡単に言えば、以下の場合には経営管理ビザを申請することができます。</p> <p>(1)日本において自ら出資し会社を設立し且つ当該会社の経営・管理に携わる場合;</p> <p>(2)日本における事業規模が上場企業に相当する会社を経営・管理する場合(学歴、職歴の要件がある)</p>	<p>日本に投資し会社を設立する予定する個人又は企業は、まず「経営管理ビザ(4ヶ月)」を申請してから日本に会社設立手続きを行いに行くことができます。会社設立後、経営管理ビザの在留期間を1年に更新します。</p>
医療滞在ビザ	<p>日本において治療等を受けることを目的とする外国人患者が申請できるビザを指します。</p>	<p>一定の銀行預金証明書を提出する必要があります。一定の経済力を持つ外国人患者を申請対象とします。</p>
家族滞在ビザ	<p>教授、芸術、宗教、報道、高度人材、経営管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、文化活動、留学のいずれかの在留資格を持っている外国人に扶養される配偶者又は子供(未成年子供)はこのビザを申請することができます。</p>	
永住ビザ	<p>一定の要件に満足する外国人は日本の永住権を取得するために申請するビザを指します。</p>	

短期滞在ビザ	通常短期滞在ビザの活動目的: 1. 親族訪問(日本在住の親戚への訪問); 2. 友人訪問(日本在住の友人への訪問); 3. 商務訪問(日本で行われる商談・会議への参加、工場等の見学・視察を目的とする訪問)	
技術・人文知識・国際業務ビザ	正社員として日本で働く外国人がこのビザを申請することができます。	
企業内転勤ビザ	海外における本社、支店又は駐在員事務所で1年間以上働いたら、日本に転勤する場合には、このビザを申請することができます。	
興行ビザ	日本で収入を伴う演芸活動を行う外国の俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等はこのビザを申請する必要があります。	
芸術ビザ	日本で収入を伴う音楽、美術・文学などの芸術活動を行う作曲家、画家、著述家等の芸術家は、このビザを申請する必要があります。	
高度人材ビザ (高度専門職)	学歴、年収、職歴、年齢、資格などの項目に対するポイント換算を通じて、一定の要件を満たし且つ日本で働いている外国人はこのビザを申請することができます。	
日本国籍取得	一定の要件を満たす外国人は日本国籍取得を申請することができます。	

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa